

## ●地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定について

### (仮称)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する条例

#### 1. 条例の趣旨

平成23年8月30日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）が公布され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（昭和18年法律第91号）の一部が改正されました。

これに伴い、これまで法令などで全国一律に規定されていた移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、各地方公共団体の条例で定めることとなりました。

#### 2. 国(政令及び省令)の基準並びに北広島市の考え方

項目	基準の内容	
	国の基準（参酌すべき基準）	市の考え方
歩道	道路には、歩道を設けるものとする	国の基準どおり
	歩道の有効幅員は2m以上とする（歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5m以上）	国の基準どおり
	自転車歩行者道の有効幅員は3m以上とする（歩行者の交通量が多い道路にあつては4m以上）	国の基準どおり
	歩道等の縦断勾配は、5%以下とするものとする（やむを得ない場合においては、8%以下とすることができる）	国の基準どおり
	歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1%以下とするものとする（やむを得ない場合においては、2%以下とすることができる）	国の基準どおり
	横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2cmを標準とする	国の基準どおり
立体横断施設	必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設を設けるものとする	国の基準どおり
	傾斜路の幅員は2m以上とする（やむを得ない場合においては、1m以上とすることができる）	国の基準どおり

項目	基準の内容	
	国の基準（参酌すべき基準）	市の考え方
立体横断施設	傾斜路の縦断勾配は、5%以下とするものとする（やむを得ない場合においては、8%以下とすることができる）	国の基準どおり
	高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏み幅1.5m以上の踊場を設ける	※踊場については高さ50cmごとに設ける
	通路の幅員は2m以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定める	国の基準どおり
	階段の有効幅員は1.5m以上とする	国の基準どおり
乗合自動車停留所	乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15cmを標準とする	国の基準どおり
移動等円滑化のために必要なその他の施設等	必要がある箇所には、案内標識及び視覚障害者誘導用ブロックを設けるものとする	国の基準どおり
上記以外		国の基準どおり

- ◆ ※印については国の基準に対して、北広島市福祉環境整備要綱との整合を図ったものである。
- ◆ 本基準は、特定道路の新設又は改築を行うときに適合させなければならないものである。本市においては特定道路の指定を受けた道路はないが、特定道路以外の道路についても適合努力義務があることから、今回条例制定するものである。
- ◆ なお、市道に現存しない施設で将来設置される見込みがない施設の基準については、規定から除外するものとします。

### 3. これまでの経過及び今後のスケジュール

平成24年7月	第1回庁内検討委員会開催 第1回北広島市法令の規定により条例に委任された道路等の基準等に関する懇談会開催
平成24年8月	第2回庁内検討委員会開催
平成24年9月	第2回北広島市法令の規定により条例に委任された道路等の基準等に関する懇談会開催
平成24年10月	第3回庁内検討委員会開催
平成24年11月	パブリックコメント実施
平成24年12月～平成25年3月	パブリックコメント意見集約・反映・公表 市議会での審議 条例制定・改正
平成25年4月1日（予定）	条例施行

### 4. 担当

北広島市建設部都市整備課（内線765）